

『法学講義』におけるA. スミスの歴史認識について

関, 源太郎

<https://doi.org/10.15017/4474829>

出版情報：経済學研究. 45 (3), pp.37-53, 1980-10-10. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：



『法学講義』における A. スミス の歴史認識について

関 源 太 郎

目 次

- 一 はじめに——問題の所在
- 二 分業, 交換, 価格
- 三 歴史分析
- 四 分配, 再生産=蓄積

一 はじめに——問題の所在

「かれ〔スミス〕は……法学の危機にさいして、法学に課せられた問題をとくために市民社会の経済学的分析をおこなう必要をみとめ、しかも、当時の支配的経済学の底に横たわっている基本的観念（重商主義的思考方法）を根本的に批判して、経済学的分析のメスを人間と自然との代謝過程（=再生産過程）のふかみにまで入れ、それが資本主義社会では価値の法則によって如何に媒介されるか、そして貨幣や資本やが如何にあらわれ、物質代謝過程にどういう作用をもつかを研究した。このようにしてスミスは、経済的基礎過程の体系的な理解のうえに歴史の綜括的=根本的な分析をおこない、その上にならば『法』および『政策』の研究をおこなおうとしたのである」¹⁾。

内田教授は、スミス体系が文字通り体系として成熟する基礎となった『国富論』の見地から、スミス体系のもつ歴史的意義をこのように評価された。教授によれば、『国富論』におい

て初めて、「自律的な法則性」（「価値の法則」）をもって展開する再生産過程が明らかにされ、それが経済学の根本におかれることになったが、このことがまた、経済学を社会体制認識、歴史認識の「科学的」基礎として位置づけ、仕上げることにもなったのである。果して、そうであろうか。内田教授の含蓄の深い問題提起も、『国富論』体系が形成されてきた歴史的・現実的な直接の出発点となった『法学講義』²⁾の検討を通じて、初めてその意義が十分にまた

2) 周知のように、『法学講義』（以下『講義』と略す）は、現在キャナン編のもの（E. Cannan ed., *Lectures on Justice, Police, Revenue and Arms*, Oxford, 1896）と、ローザンによって発見されグラスゴウ版『スミス全集』第5巻に収録されたもの（*Lectures on Jurisprudence, Report of 1762-3*. —以下新『講義』と略す）との二種類ある。これらの形式上の異同については、cf. R. L. Meek & A. S. Skinner, “The Development of Adam Smith’s Ideas on the Division of Labour”, *Smith, Marx, & After*, —*Ten Essays in the Development of Economic Thought*, by R. L. Meek, London, 1977. 時永淑訳『スミス、マルクスおよび現代』法政大学出版局, 1980年, 59-104頁。

本稿では、テキストとしてキャナン編『講義』を採用した。これと新『講義』との間には相違がないわけではない。その点の吟味などは他日を期したい。

また、引用などに際しては末尾に、Adam Smith, *Lectures on Jurisprudence*, The Glasgow Edition of Works and Correspondence of Adam Smith, V, ed. by R. L. Meek, D. D. Raphael, and P. G. Stein, Oxford, 1978. の頁数のみを掲げ、あわせて、邦訳書（高島善哉・水田洋訳『グラスゴウ大学講義』日本評論社, 1947年）の頁数を記す。但し、訳文は必ずしも邦訳書に従わない。

1) 内田義彦『経済学の生誕』（増補版）未来社, 1962年, 23頁。（ ）内は引用文。〔 〕内は筆者——以下、同様。

具体的に捉えられるようになるのではないだろうか。

周知のように、『講義』は「経済学」や歴史分析を展開し、また、言うまでもなく法や政策についても論じている。別していえば、『国富論』の論述の主要範囲をすべてカバーして余りあるのである³⁾。このことについては論者のなかでも異論のないところであろうが、その内容の解釈および評価づけになると、後にもみるように必ずしも一致しているわけではない。このことは、経済学がまだ未完成であり、法学体系の枠内において従属的位置におかれていたことと無関係でないように思われる。和田教授はこれにつき、経済学の問題が「経済政策論的議論」として取り扱われていることをまず指摘され、そのことがまた、法と政策が「国家権力の発動」として現実化される事実を前提として、「経済学」＝「経済政策的議論」を法学体系の中に組み込ませることになったと述べておられる⁴⁾。和田教授の洞察は、「経済学」の一般的性格や「経済学」と法学体系との関連について示唆に富むが、このこともまた、「経済学」の個々の論点や内容の中で具体的に考察される必要があるだろう。これに対し既に『講義』の中にも、後述する『国富論』の理論的諸要素が

多々みられるという先学の指摘もまたある⁵⁾。しかし、その場合にも、個々の論点を個別的に吟味するだけでなく、それらを成り立たしめている全体の論理を掘りおこし、これとからめて追求し、『国富論』と比較・検討することによって、初めて『講義』の「経済学」は深くまた十分に理解できるようになると思われる。したがって、これら二つの見地は総合化し統一化して捉えられなければならないのである。

問題はこれに留まらない。こうした経済学の内容の相違は、また『講義』と『国富論』との経済学以外の論述の内容やその展開にも現われ、これらと有機的に関連しているのではないのだろうか。両者は同様の対象を取り上げているとはいえ、その取り上げ方の視座、対象捕捉の深さや広さに差異はないであろうか。以上のような問題意識をもちながら、本稿では、『講義』における「経済学」⁶⁾と歴史分析をとりだし、従来の研究業績に学びつつこれを吟味し、『講義』におけるスミスの歴史認識につき若干の問題を提起してみたい。

二 分業、交換、価格

周知のようにスミスは、『講義』第二部「治政論」の冒頭において、その課題を主に「安価または豊富」に限定するが¹⁾、その際、まず「安

3) キャナンは『講義』と『国富論』との叙述内容の対応関係を一覧表に作成し (E. Cannan ed., *op. cit.*, pp. xxxv-xxxix, 高島・水田訳, 前掲訳書, 77-85頁), さらに「以上、二つ〔『講義』と『国富論』〕の素描を総合してみると、われわれは、本書〔『国富論』〕がどれほど緊密に講義と関連しているかをたやすく知ることができる」(E. Cannan, "Editor's Introduction", *The Wealth of Nations*, The Modern Library Edition, New York, 1937, p. xxxviii. 大内兵衛・松川七郎訳『諸国民の富』岩波書店, 1968年, 第1巻26頁)と指摘している。

4) 和田重司『アダム・スミスの政治経済学』ミネルヴァ書房, 1978年, 5-6頁参照。

5) 本稿では、最近の業績として主に A. S. Skinner, "General Introduction", *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, The Glasgow Edition of the Works and Correspondence of Adam Smith, I, Vol. 1, Oxford, 1976. を取り上げた。

6) 以下本稿で取り扱う論点以外にスミスは、貨幣や銀行、貿易差額、利子、為替などにつき論じているが、これらを吟味できなかった。今後の課題とする次第である。

1) スミスは「治政」の課題として「清潔、安全、そして安価または豊富」を挙げるが、これらが、結局のところ「安価または豊富」へ締められ限定さ

価または豊富」の実体を成す「富」を問題にし、これを、人間の欲望を充足するための労働生産物であると規定する。つまり、労働生産物が安価になり豊富になること、このことが「治政」本来の課題になるというのである。次には、「安価または豊富」はいかにして実現されるのが問題となる。

「非文明国や分業が行なわれていない所でも、人間の自然的欲望が求めるものにはあらゆるものが与えられる。しかしその国民が文明化され、分業が行なわれると、もっと豊富な支給量が彼らに割り当てられる。ブリテンの普通の日雇労働者がインディアンの主権者よりも贅沢な暮らし方をしているのは、このためである」(p. 489, 322頁)。スミスは、「非文明国や分業が行なわれていない」社会との対比において、分業社会の生産力の優位という事実を高調し、それを分業に帰着させて説明するのである。さらにこの説明をスミスは、「熟練の増大」「時間の節約」「機械の発明」の三点から具体的に行なうが、その要旨はこうである。分業が全般化する社会になると、人々はある特定の作業、仕事に専念するようになる。別言すれば、「同一操作の繰返し」ということになるので、その仕事、作業に習熟し熟練がまし、労働生産力も増大するようになる。さらに特定の仕事、作業への専業は、複数の作業を一人で遂行する場合に必要とされる時間を節約し、その分だけ多量の作業が推進され、労働生産力も昂進することになる。それだけではない。それに伴い「彼の心の傾向は、それを行なうのに最も賢明

な方法を発見する」(p. 492, 331頁)のである。すなわち、機械が発明されるというわけである。さらには機械の発明それ自体が、社会的分業の一環を形成し構成するようになり、これがまた「機械、道徳、政治、化学」などの学問分化を招来し、生産力は飛躍的に高まるのである。かくしてスミスは、「この方法〔分業〕によって商品ははるかに安価になり、労働はより高価になる」(pp. 490-1, 327頁)と言う²⁾。

要するに、分業が社会に支配的となる歴史段階になると、生産力は高まり、富裕が拡大し、労働生産物＝商品は安価になり、それと同時に、実質的な労働報酬率³⁾も上昇することになるというわけである。

ついで、スミスは分業発生の原因に言及する。分業は「人間の慎慮の一結果」ではなく、「ある者が他の者と交易するという人間本性の直接的な性向」(p. 492, 333頁)に起因する。つまり、分業を人間一般に固有な本性に基礎づけられた自然なものとして説明するのである。しかもこの「交易性向」は、「私の欲しいもの

2) 新『講義』では、これと同様の文脈中に「これらの諸改善がなされると、各産業部門は富裕を支え、しかも親方に相当の利潤を与え、労働者の勤労に十分報いることができ余りあるだろう」(p. 343)という文言がある。ここでスミスは、利潤と賃金を区別し、したがってまた資本主義的な分業関係を取りだし論じているようにも思われる。実際にスキナーは「……ピンの十八番目の部分に寄与することを唯一の働きとする個人についての議論には、雇用者と被雇用者との区別が当然含まれていることは確かである」(A. S. Skinner, *op. cit.*, p. 22)と評価している。

スミスに資本主義的生産関係に対する事実認識があったことは認めるにしても、それが一つの論理にまで高められ、「経済学」の内容を貫いているか否かが、まさに問題とされねばならないであろう。これについては、第四節で改めて検討する。

3) スミスは、「労働の価格は決して社会の富裕の決定要因であるというべきではない。少量の労働が多くのもを獲得する時にのみ、社会は富裕なのである」(p. 491, 327頁)と記している。

れてゆくスミスの内在的論理については、山崎怜「アダム・スミス『グラスゴウ大学講義』研究序説(1)——第二部『ポリースについて』に於ける問題意識と展開——」『六甲台論集』第2巻第2号、昭和30年、48-50頁を参照。

をくれ、そうすれば君に望むものをあげよう」(p. 493, 334頁)という言葉に端的に示されるように、「仁愛」ではなく「自愛心」を駆動力とするのである。私有財産制度が分業社会の前提におかれ、このような前提の下では、個人の人「自愛心」が「交易性向」を発揮させ、したがって分業を押し進め、分業社会の生産力を高めるということになる。しかしスミスは、「ある商品を欲する人がわずか十人の場合には、その製造業は、千人がそれを欲した時ほどには、決して分割されないであろう」(p. 494, 338頁)で述べ、「自愛心」によって推進される分業は、他方で「商業の大きさ」・交換の大きさに規制されると言う。要するに、ここでスミスは、分業発生の歴史的條件を説明せず人間一般と共にそれを前提し、そのうえで分業の量的問題を論じているにすぎない。とはいえ、叙上のスミスの「経済学」の展開は、既に指摘されているように⁴⁾、概して『国富論』第一編第一～三章までのそれと異なることはなく、言う迄もなく、スミスは富＝労働生産物を商品の形態において捉えるのである。

4) 藤塚教授は、『講義』の分業論は『国富論』のそれと本質的に同一であると断定しておられる(藤塚知義『アダム・スミス革命』(増補版)東京大学出版会、1973年、48頁)。また、cf. Claudio Napoleoni, *Smith Ricardo Marx*, translated by J. M. A. Gee, Oxford, 1975, p. 33. 但し、ナポレオニは「交換性向」の発生根拠につき、『講義』の方が明示的であると主張しこれに注目している (*ibid.*, pp. 33-4)。

またスキナーは、「『国富論』の冒頭の三章は、『国富論草稿』で与えられている詳細な説明を忠実に模範とした分業の吟味で始まる」(A.S. Skinner, *op. cit.*, p. 24)と述べている。但し彼はまた、『草稿』には「分業と市場の大きさに関連づける独立の章」が欠如していることを付け加えている (*ibid.*)。因みに、『草稿』は1763年4月以前の『講義』の「経済学の部分」を改訂したものと推測されている (R. L. Meek & A. S. Skinner, *op. cit.*, p. 42. 時永淑訳、前掲訳書、75-6頁)。

ところで、スミスは「あらゆる商品には二つの異なった価格がある。それらは……すなわち自然価格と市場価格である」(*ibid.*, 339頁)と述べている。自然価格からみてゆこう。

「人々が、他のどの勤労でもなくある特定の種類の勤労を行なうようになる場合、彼らが働いている期間維持するだけのものを、この仕事によって作り出さねばならない。矢作りは、彼がその矢を作るのにかかった期間彼を維持するだけの剰余生産物を確実に交換できなければならない」(pp. 494-5, 同上)。分業社会、商品経済社会は、自己の生活資料を他人の労働生産物に依存する社会なので、生産物の価格は、生産者の労働期間中の生活費を十分に保証できなくてはならぬというのである。しかし、それに尽きるものではない。職業により、職業教育のための様々な「費用や徒弟奉公料」が必要とされ、さらに「彼の生命はせいぜい十年か二十年分の働きしかないので、その全部が償ってもらえないという危険を彼は蒙るから、彼の賃金は高くなければならない」(p. 495, 340頁)からである。

要するに、生活維持費、職業教育費⁵⁾、危険補償などが償われねばならぬということである。スミスは、このような価格を「労働の自然価格」と呼ぶが⁶⁾、続けて、「もし人がこれを得る場合、労働者は十分に鼓舞され、商品は需要

5) 『講義』では職業教育費の内容が主に徒弟奉公料として扱われているが、『国富論』になると、このような記述が、姿を消すわけではないが、さらに近代化された諸関係をも捉え、職業教育費が熟練労働と非熟練労働との賃金格差として説明されるようになる。cf. Adam Smith, *The Wealth of Nations*, The Glasgow Edition, vol. 1, pp. 118-9. 大内・松川訳、前掲訳書、第1巻 213-4頁。

6) 「自然価格」が「労働の自然価格」と把握されていることが注目される。詳しくは、第四節を参照されたい。

に 応じて生産されるであろう」(p. 496, 343 頁)と論じる。換言すれば、自然価格の実現こそが個々独立に営まれる商品経済社会の私的生産の継続を可能にし、以って社会的生産=再生産を保証するということであろう。したがってまた、分業社会の高度な生産力の現実化は、まさに、自然価格の実現いかんに依ることにもなるのである。では、自然価格はいかにして実現されるのか。市場を通じる以外にはないであろう。

スミスは、市場価格の規制因として「第一に、その商品に対する需要または必要」「第二に、その商品の必要に比べて商品が豊富であるか希少であるか」「第三に、需要者の貧富」(ibid., 344 頁)を挙げる。第一は、商品の使用価値を有するということ、第三は希少財に関する規定である。第二をスミスは、「もしその商品が希少であれば、その価格は騰貴するが、もし商品量が需要を十分にみたく以上であれば、その価格は下落する」(ibid., 同上)と敷衍している。してみれば、市場価格は、使用価値をもつという前提の下で、希少財を除き、市場の需給関係により決定されることになる。それ故、市場価格はたえず変動することにもなるが、これにつきスミスは次のように論述している。「もしある商品の市場価格が非常に高く、その労働が非常に高い報酬を受けるとすれば、その市場には極めて多くの労働が集まり、その商品は以前より多量に生産される……。…それは非常に安価になり、自然価格にまで下落するであろう……。さらに、市場に財貨が過剰になり、その製造業の労働に対して十分な利得がない場合、誰もそこで働く契約を結ばないであろうし、彼らはこれによって生活費を得るわけにはいかない。なぜなら、この場合には市場価格

が自然価格以下に低落するからである」(pp. 496-7, 346 頁)。

市場価格は、商品の需給関係に従いたえず変動して止まないとはいえ、その変動は決して無規則なものではない。それは「労働の競合」によって、自然価格を越えるものも下回るものも、いつかは一定の価格水準=自然価格へと引き寄せられる傾向をもつ。「労働の競合」により自然価格は、長期的に市場価格の変動の中に貫き実現されるというのである。したがって自然価格は、スキナーもいうように⁷⁾、長期的な「均衡価格」というべきものであり、また、それなりに経済現象をその背後から規制する内的法則のもとに把握しようとした表れとも理解できるのであるが、ともかく、ここでは、こうして「自然価格」は政策批判の基準として前面に打ち出された概念となっている⁸⁾。

「市場価格を自然価格以上に引き上げるものが社会の富裕を減少させるように、市場価格を自然価格以下に引き下げのものも同じ効果をもっている」(p. 498, 349 頁)。スミスは、前者について課税、独占や特権会社あるいは同業組合などの排他的特権を挙げ、また、後者について輸出奨励金を例示している。前者の政策は「市場価格を自然価格以上に引き上げ」、これを「永久に」固定化するので、その商品の生産者や商人のもとには、いわば超過利得が生じることになる。しかし、それは、人為によって「労働の競合」を排除し、政策的に商品の市場への供給を制限し、これを希少にさせ高価にしておくことの結果であって、そのために「下層階級の人々」はこれを購買できなくなる事実

7) A. S. Skinner, *op. cit.*, p. 22.

8) この点にも、和田教授が『講義』第二部「治政論」を「経済政策論的論議」と特徴づけておられることの的確さが現われていると思われる。

に、スミスは目を向ける。というのも、こうして需要が制限されることになるので、この規制がない場合よりもその産業の拡大は妨げられ、「これによって扶養される人々もより少なくなる」(p. 497, 348頁)からである。また輸出奨励金についてはこう述べている。市場価格を自然価格以下にさせておく輸出奨励金は、もともと、その源泉として「社会の支払」すなわち租税を前提として機能しうるのであり、この犠牲のうえに確保されうる政策である。しかも、「この奨励金によって、その商品はより入手しやすくなり、より多量に生産される。とはいえ、その場合、産業の自然的均衡と呼んで差支えないものが破壊される。この商品の生産に専心する性向は、需要の自然的原因にではなく、これと付加された奨励金との双方に比例する。それは⁹⁾、特定の商品にこうした効果をもたらすだけでなく、同様に人々は余り奨励されない他の生産から引き寄せられ、こうして産業の均衡は破壊される」(p. 498, 350頁)。ここでは、自然価格の実現いかんが一国全体の産業構造の形成を規定することが述べられ、人為の規制=優遇政策は、自然価格の現実化の下で成立するはずの「自然的」産業構造を歪めることになると批判しているのである¹⁰⁾。

スミスは、近代社会における「安価または豊富」=生産力を説明するため分業より出発し、

それを現実化させるものとして交換、自然価格および市場価格を説明したのである。その説明の前提には私有財産制度の確立がおかれ、また、「経済学」の説明は経済政策論へと傾斜していくものとして展開されていたのであり、その内容は、スミスがその結論として述べた「物事を自然の運行に委ね、商品に奨励金を認めずまた課税もしないのが、まぎれもなく最良の治政である」(p. 499, 352頁)という一句に窺われるように、いってみれば「治政無用論」¹¹⁾とも評価できるものであった。このような「経済学」の内容は、スミスの歴史分析と無関係ではないように思われる。歴史分析の内容について検討したい。

三 歴史分析

先にみたように、「自然価格」の自然とは人為=経済外的諸関係に対する自然の意味であった。本節では、第二部「治政論」と第一部「正義論」第一編「公法学」の叙述に即し、スミスが人為をどのように見ていたかを検討し、スミスの歴史分析につき吟味してみたい。

(I) 第二部「治政論」

まずスミスは「……第三に、商業史を考察する。ここでは、古代と近代において富裕の進歩が緩慢であった諸原因に注目し、これらの諸原因が農業または手工業や製造業に影響することを示すであろう」(p. 494, 339頁)と、問題を明確化する¹²⁾。スミスによれば、この「諸原

9) 原文は But であるが、編者の註に従って訂正した。

10) スキナーは、この「産業の自然的均衡」という言葉をさして、「スミスの中心的な考え方が既にわりと洗練された形で出ているように見える」(A. S. Skinner, *op. cit.*, p. 22)と評している。なるほど、『国富論』第四編第七章にも「ありとあらゆる産業部門のあいだに成立したはずの自然的均衡」という概念が目にとまる。「わりと」という限定つきではあるが、それらの内容の相違などに問題がありはしないだろうか。

11) 和田重司、前掲書、11頁。

12) ここに既に、『講義』の歴史分析と『国富論』のそれとの視角や対象の相違が現われている。『国富論』第三編の標題は「さまざまの国民における富裕の進歩の差異について」となっており、また、そのことが「ローマ帝国没落以後」について検討されているからである。その具体的内容については、本稿45-6頁および本節〔註〕9)を参照いただきたい。

因」は大きく二つに分けられる。一つは「自然的障害」であり、他は「政府の抑圧」である。前者は次節に譲り、本節では後者につき見ておきたい。

「しばしば述べたように、社会の初期に政府は無力で脆弱であるに違いなく、ずっと後になって、政府の権威は個々人の勤労を彼らの隣人の食欲から保護できるのである。人々が自分の所有する一切を強奪される危険を常に感じている時には、彼は勤勉になるべき動機をもたない。……政府の権力が勤労の生産物を守るほど大きくなると、もう一つの障害が別の方面から発生する。野蛮状態にある隣国間では戦争が絶えず、国民はたえず他の国民を侵略し略奪する。だから、私有財産はたとえ隣人の暴力を免れるにしても、それは敵の侵略の危険に曝されている。このような状態では、何らかの資財の蓄積が行なわれることは殆んど不可能である」(p. 522, 410頁)。これを簡単に要約すると、こうなるであろう。生産力増進の鍵を握る分業が発生し体制化するには「資財の蓄積」が社会的になされねばならないが²⁾、そのためには、さらに「勤労になるための動機」つまり私有財産を十分に保護しうる社会的・政治的諸条件が整備されていなければならない。しかも、それは国内においてのみならず、外敵に対してもなされておかねばならないのである。

ついで、このような一般的規定のうえにスミスは、農業と商業・製造業につき各々考察を加えてゆく。農業について³⁾、まずスミスは大土

地所有制を取りあげる。「農業の進歩に対する一つの大きな障害は、広大な地域をただ一人の者に委ねることである。もし誰かの所有地が、耕作できるよりも広ければ、その一部はいわば失なわれる」(ibid., 412頁)。ここでスミスは、大土地所有制一般を問題にし、この所有形態の下での農業生産が非能率であることを指摘しているのである。とはいえ、大土地所有制は現実には、「奴隷耕作」「隷農耕作」「分益小作人耕作」「現在の耕作方法」などの歴史的に具体的な形態をとり存在したのである。

奴隷耕作においては、「奴隷の労働は罰への恐怖以外のいかなる動機からも起こらない。だから彼は、もしこれを逃れることができれば全く働かないであろう。万一彼が力一杯に働くことがあるとしても、彼は少しも報酬を期待することができず、彼の労働の全生産物は彼の主人の手に渡るので、彼は勤勉であるように全く奨励されない。……それらの土地は大いに改良されるはずがない」(p. 523, 同上)。歴史的に次に招来した隷農耕作も、「地主がある者に一条の耕作地を与え、それによって彼が自分を維持す

みとろうとされる論者もいる。例えば、スキナーは「彼〔スミス〕は既に『講義』において、農業は最も生産的な投資形態であると述べていたが、ここ〔『国富論』第二編第五章〕では議論が拡大されて、製造業が次に生産的であり、その後には卸売商業と小売商業とがつづく」と示唆するようになった」(A. S. Skinner, *op. cit.*, p. 32)と述べている。

しかしこのスミスの叙述は、一国の生産物全体のうちで農業生産物が最も大きな割合を占めるという量的な観点からのものであることが忘れられてはならない。この点は、羽鳥教授が適切に指摘されるように、「『国富論』第二編第五章では、国民経済全体にとって農業がもっとも有利な投資方法だという主張が、……理論的論証に裏づけられた答をともなって再現する」(羽鳥卓也「アダム・スミスの蓄積と再生産の理論」大河内一男編『国富論研究』I, 筑摩書房, 1972年, 149頁)と解すべきであろう。

2) この点は第四節で改めて問題にする。

3) 『講義』においても、「農業は、他の全ての職業のうちで社会にとって最も有益である。農業生産物は他のいかなる製造業の生産物よりもずっと多い」(p. 522, 411頁)という記述が既に見られる。この一句を捉えて、『国富論』第二編第五章などにみられるスミスの農業重視の思想と理論を読

ることを認め、彼の生計をこえるものは全て返還するように義務づけ」(ibid., 同上) していたので、耕作者は奴隷とは異なった社会関係に置かれることにはなっていたが、そのことにより土地改良＝農業の進歩がもたらされたわけではなかった。また、これに続く「分益小作人耕作」は、土地と労働用具を貸与する地主と貸与される小作人との間で年々の生産物を折半した。したがって、除々に耕作者は独立を強めることにはなっていたが、しかし、総じて小作人は、取得した収入を投資し土地を改良する迄には至らなかった。依然として小作人は、地主の経済外的強制の下におかれ、労働の生産物が十分に保護されたわけではなかったからである。しかしながら、この歴史形態の中に次に来るべき「現在の耕作方法」の胚種が宿されることにもなった。

「分益小作人のうちある者は、極端な儉約と狡智により小量の資財を貯えることができ、土地に対する確定地代を彼らの主人に納めた。こうして時代が推移するにつれて、現在の耕作方法が導入された」(p. 524, 414-5頁)。同じ大土地所有制とはいえ、この段階には以前に比較して質的な違いがある。小作人は資財を所有し、それを用いて耕作し、生産物のうちから地代、しかも「確定時代」を支払うようになったからである。このことはまた、小作人にも剰余を形成させることになり、さらには、土地改良や農業の進歩を促すようにもなる。別言すれば、地主の恣意的な経済外的強制・収奪が漸次排除され、土地関係が経済的ルールに従うようになってきたのである⁴⁾。

4) もっともスミスは、この歴史段階における農業でも、借地権が長い間安定せず、したがってまた「小作人は追払われる危険にさらされていたので、土地を改良する動機を全然もたなかった。このことは今日に至るまでブリテン以外のヨーロ

次に商業と製造業についてスミスに聞いてみたい。奴隷は「……罰への恐怖より他に労働すべき動機を何も持ちうるはずがないし、彼らの仕事を容易にする何らかの機械を發明しうるはずがない」。「古代世界においては、手工業(arts)はすべて奴隷によって行なわれていたので、機械は全く發明されるはずはなかった。というのは、彼らは資財を全然もっていなかったからである。ローマ帝国の没落後も、全ヨーロッパはこのような事情にあった」(p. 526, 421頁)。奴隷には私有財産が許可されておらず、このことが、奴隷労働の推進動機を、「自由人」とは異なって、「罰」の回避という消極的なものにした。また、言う迄もなく、機械の發明・導入と製造業の発達とは不可欠であるが、にも拘らず、機械の發明・導入に必要な資財の所有が、奴隷には認められてなかったのである。こうして、奴隷主の抑圧と強制が製造業の発展を阻害していたのである。

またスミスは、先にみたような、戦争と略奪が繰返される「未開社会」を、当然、戦士・勇者のみが尊敬され、商人たちは蔑視される社会と特徴づける。それゆえ、「手工業、商業、分業の一大基盤」とされた「取引・交易・交換を助長する心の本能」(p. 527, 422頁)、換言すれば、等価交換や「交易本能」は消極的否定的に評価され、「贈与」こそが尊重されるのである。この商工業者に対する賤民思想の支配が、

パのどの国でも行なわれている」(p. 524, 415頁)と付記している。

5) このほかにスミスは、農業の進歩を妨げたものとして以下のものを挙げている。第一に、現物地代から貨幣地代への転化が容易でなかったこと。第二に、封建領主が国王の補助金徴収を認めたこと。第三に、長子相続権や限嗣相続制が大土地所有制を法制的に追認し強化したこと。第四に、穀物の輸出入が規制されたこと。

以上のうち第一の点は『国富論』第三編では取りあげられていない。

商品流通の展開を妨げ、商工業の発生を阻むことになったのは言う迄もない。また逆に、このことが商人に対する賤民思想を助長もしたものである。さらに重税が商業の拡大を阻害した。スミスによれば、商人は製造業者と消費者を仲介するために多大の資財を必要とするが、「……彼らの手許に沢山の資財が蓄積されるということは不可能であった。というのは、政府が彼らを厳しく圧迫して、彼らは営業の自由と引きかえに免許料を支払わねばならなかったからである」(ibid., 423頁)。

その他にもスミスは、様々な経済外的諸関係や人為の規制・優遇政策が商工業の発展を妨害していた事実を列挙している。(1)商取引・契約に関する法律の不完全さ⁶⁾、(2)輸送・交通網の未整備(治安を含む)・未発達、(3)定期市や市場(fair and market)、(4)スティプル・タウン、(5)輸出入税、(6)同業組合の独占と排他的特権、(7)徒弟条例⁷⁾。このように、法制的、政治的諸条件が未整備なために、商品流通の展開・拡大は制限され、また不十分なものとされたし、さらには、国王と政府の利益や特権商人の

利害のための人為の規制・優遇政策は、「交換の自由を……縮小し」、また「富裕の競争を減少させ、商業の自然状態を妨害」(p. 529, 427-8頁)し、またしていたのである。

スミスは、以上のように「古代と近代において富裕の進歩が緩慢であった諸原因」を剔抉している。みられる通り、まず分業社会の富裕を支える分業が十全に展開するための一般的な社会的・政治的条件を明確にし、次いで、その条件の歴史的具体的様相が、農業や商業、製造業との関連で考察されている。「勤労の生産物」である私有財産を十分に保護しうる社会的・政治的条件が整備され確立されて、初めて各産業は発展し富裕は拡大するのである。しかし歴史においてはそうではなかった。奴隷主や国王、封建領主、政府が農民、商人、製造業に圧迫を加えていたのである。それだけでなく、スミスはまた、「未開社会」の風俗・習慣が商品流通の拡大・発展に与えた悪影響を指摘している。いってみれば、社会学的思考にまでおし広げられて問題が捉えられている。さらに、経済政策の具体的様相の描写もあり、叙述の内容は極めて多岐で細微にわたり、先に指摘したように、

『国富論』第三編の論述では削除されているものも少なくない。しかし、その内容を一言でいえば、経済外的諸関係や人為の規制・優遇政策が、「自然」で「自由」な経済関係や経済活動をいかに歪め、「富裕の進歩」を阻害し緩慢にしたかであった⁸⁾。こうして、確かにスミスの

6) この一節には「……誠実(probity)は、未開人の間では最もありふれた美德ではまったくなかった。商業こそが誠実と几帳面(punctuality)をもたらす」(p. 528, 425頁)という一文がみられる。スミスは、分業社会における「人間本性」の現れである「交換性向」・等価交換は商品流通の史的展開の過程で漸次発揮されるようになっていたと思われる。このことは、また、『国富論』第三編での近代的経済人の歴史的形成の問題と無関係ではないと思われるが、『講義』ではまだそこまで深められていない。というのは、『国富論』は、利潤衝動に駆られた経済主体を問題とし、これを近代社会の歴史形成の論理によって位置づけているからである(cf. Adam Smith, *The Wealth of Nations*, vol. 1, pp. 411-2. 大内・松川訳, 前掲訳書, 第1巻624-5頁)。

7) 以上の諸関係のうち、『国富論』第三編で言及されているのは、重税と「定期市と市場」についてのみである。但し、「定期市と市場」は農業の発達を阻害したものとして挙げられている。

8) 山崎教授は、『国富論』の編別構成につき教授独特の体系的理解をなされておられるが、その観点から第三編を特徴づけられ、「このばあい、かれ〔スミス〕の見事な手法はそれが分業=蓄積の国内的条件の導出にあるにもかかわらず、第一に周知の歴史的叙述の形式をとり、第二にそのあるべき肯定条件ではなく、あるべきでない否定条件を描出したことである」(山崎怜「アダム・スミスと国家——『国富論』第五編にかんするノート

問題関心の所在は鮮やかに打ちだされることにはなつたが、同時にそのことが、歴史の発展・進歩の過程そのものやそれを貫く論理を軽視させ、さらには欠落させることにもなっている。とくに商品流通や製造業の発展には、あまり注意が払われていない。『国富論』第三編と比較して、こう評価して差支えないであろう。とはいえ、第一部「正義論」第一編「公法学」では、歴史の発展がある程度捉えられているように思われる。項を改めて検討しよう。

(II) 第一部「正義論」第一編「公法学」

スミスはローマ帝国没落後のヨーロッパを次のように叙述している⁹⁾。侵略者たちは、土地を占拠し従者たちに分配したが、「これらの国

——」大河内一男編、前掲書Ⅲ、121頁）と述べておられる。教授の立論は、『国富論』と『講義』の歴史分析の視角の差異を不明確で曖昧なものにすることになりはしないであろうか。

9) これに先だちスミスは、いわゆる彼の「四段階説」に係わる叙述を行っている。スミスの「四段階説」の内容やその意義などについては、R. L. Meek, *Social Science and the Ignoble Savage*, Cambridge, 1976. とくに、第4、6章を参照。

本稿は『講義』の歴史分析を問題にしなが、
「四段階説」にふれなかった。その理由は、小林教授も適切に指摘されるように、『国富論』で「四段階説」が主に述べられるのは第五編第一章であり、また、『国富論』の歴史分析（歴史理論）は、固有にはローマ帝国没落後を取り扱った第三編で行なわれているからである（小林昇『国富論』の歴史像と原始蓄積『小林昇経済学著作集』Ⅱ、未来社、1976年、219-22頁、250-1頁を参照）。本稿では、『国富論』第三編の内容と重なる限りで『講義』の歴史分析を取りあげてみたのである。しかし、この「四段階説」の取り扱い方の相違は、『講義』と『国富論』との本質的な差異と関係しているかも知れない。なお、小林教授は、上記論文・五「補論」においてミックを批判しておられる。

また、スキナーは、『講義』と『国富論』第三、五編第一章とを素材にして、スミスにおける「市民社会の歴史」を「四段階説」として再構成している（A. S. Skinner, "Introduction", *The Wealth of Nations*, Penguin Books, reprinted with revisions, 1974, pp. 29-43. 川島・小柳・関訳『アダム・スミス社会科学体系序説』未来社、1977年、57-90頁）。

民は殆んど法律をもたず、何の権威も戴かなかつたので、略奪が国の各所でたえず行なわれ、あらゆる種類の商業は途絶してしまつた。／この結果、自由保有地の政治 (allodial government) が起り、それが財産の不平等をもたらした」(p. 416, 136頁)。つまり、領地内では首長＝領主がどんな外的権力にも従属することなく統治することになったが、対外的には、そのために逆に略奪＝戦争状態が継続していたのである。それ故また、領主は外敵に備えるため、土地を「従者に分与し」、その代償として「従者たちは一定の年貢を支払い、戦時には領主に仕えるか、このような性質の奉仕を行なうかした」(ibid., 136-7頁)。こうして領主は、領内における権力をますます強固なものにすることになったのである¹⁰⁾。

しかし、領地外に目を転ずると、領主間の戦争はより激烈になっており、領主は一方で従者＝領民の借地権を安定させると共にこれを更には世襲し、その代り、一層の軍務を要求し軍備を固め、他方で「自由保有地の領主たちは、国王の保護を享受しようとして彼らの権利を封地保有権と交換したのである」(p. 418, 141頁)。かくして、侵略と戦争の絶えることのなかつた「自由保有地の政治」は覆され、「すべての公務が国王と大封建領主によって処理された」封建制が形成されることになり、「国王を頂点と

10) このことをスミスは次のように記述している。「これらの領主の権威は非常に大きかつたので、たとえ誰かが彼らの従者の誰かに借金の返済を請求しても、国王は彼らの領地に使者を送って支払を強制する権力を全くもたなかつた。……同様に、領主たちには、彼ら自身の支配下にあるあらゆる種類の財産を判く最終手段〔resultを編者の註に従い resort に訂正した。〕、生殺与奪の権、貨幣鑄造権、および、彼ら自身の領地で細則や規制を作成する権力もまた属していた」(p. 416, 137頁)。

一種の貴族政治」(ibid., 142-3頁)が成立することになった。

他の階級——隷農と都市の住民はどうであろうか。スミスの叙述を追ってみよう。

隷農については前項で述べた通りである。都市の住民も概して隷農と同じ状態にあったが、にも拘らず、「都市は大體、それを保護している領主の勢力下にあったので、この利害関係を出るだけ稀薄化させ、都市の自由を助長することこそが国王の利益であった」(p. 419, 143-4頁)。前項で示されたように、都市の商工業は領主から抑圧されていたが、それだけでなく、実は保護も受けていたのである¹¹⁾。抑圧は保護によって可能とされ、保護はまた抑圧を前提としたものであった。この都市と領主の關係に国王と領主の対立關係が絡み、国王は都市に様々の特権を与え、対領主關係を優位にしようと図ったのである¹²⁾。その特権のうちで特にスミスが注目するのは、徴税請負權である。「この方法によって、住民の数が増加するにつれてその負担は軽くなり、都市は富裕になり、極めて重要なものになった」(ibid., 144頁)のである。

ところで、こうした都市の發展は、国王と大領主により独占されていた一国の政治にも多大な影響を及ぼさずにはいなかった。「……都市は議會に代表者を持つようになった。なぜなら、都市自体が富裕で有力になってきて、国王は貴族の權威を弱めるために、都市をそれなり

に重視する方が自分の利益であると分ったからである」(ibid., 145頁)。法律の成立のためには、都市の同意が不可欠になった。他方で、また小貴族たちも代表者を議會に送り、「これらの代表者は領主とみなされ、領主と同じ議院に列席」(ibid., 同上)するようにもなった。スミスは、このような政治状況が生まれ来たった背後には次のような社会経済的事態の進展があったことを指摘する。

「当時多くの場合、国王の収入」は「政府の増加する費用を賅うのには決して十分ではなかった。庶民の二つの団体〔小貴族と都市〕は、合流するとかなりの数になっており、補助金の大部分は彼らから出された」(ibid., 146頁)。見られる通り、都市の抬頭といい、国王=政府の経費の増大といい、そこには徐々に商品流通が展開し拡大してきたことを窺い知るのである。スミスは言う。「ヨーロッパの全ての宮廷では、貴族の権力は手工業と商業の改善という共通の原因から衰亡した。領主(one)は財産を家庭内の奢侈に費やすことが出来るようになったので、郎党を解雇せざるをえなくなった」。 「貴族の権力はこのようにして縮小された。しかも、下院がその權威を樹立する以前にもそうであった。だから、こうして国王は専制的になった。テューダ王朝の下では、政府は全く専制的であった……」(p. 420, 147頁)と。すなわち、絶対王政が成立したのである。

ところがスミスによれば、この絶対王政期のエリザベスI世は「人望を得よう」として低い租税政策を行ない、彼女の子孫に継承者がなかったので、緊急時に王室領地を売却した。「それ故、彼女の後継者らはしばしば補給を必要としたので議會に訴えかけざるをえなかった」(pp. 420-1, 150頁)。そうになると、下院で

11) 前項でみたように、第二部「治政論」では商・工業が権力者によって抑圧されていた事実が主に強調されていたが、ここでは一定の歴史的な社会・政治状況においては逆に保護され、商・工業が發展し商品流通が進展して来た事実が描出されている。これは、「治政論」では經濟發展を阻害した經濟外的諸關係が専ら取りだされていたが、ここでは歴史の發展過程がそれなりに問題にされていることに因るのである。

も、国王の申し出に応ずる代りに「必ず国王の特権をある程度蚕食したのである。ある時には言論の自由を獲得し、またある時にはどの法律にも彼らの同意を要すると制定させ」(p. 421, 同上) することにもなった。こうして絶対王政の没落が始まった。この趨勢は強まることはあっても、決して弱まることはなかったのである。チャールズⅡ世治下の「劣悪な経済」がこれを決定づけた、とスミスは述べる。「彼の後継者はさらに一層従属的になり、王位と王国を全く放棄せざるをえなくなった。このため、新王家が迎えられたが、既に王室領地は全て譲渡されていたので、この王家は全く租税に依存し、そのために国民の機嫌をとらねばならなかった」(ibid., 同上) のである。名誉革命のことである。これにつき、スミスは「……こうして自由の合理的体系がブリテンにもたらされた。……適当に制限された様々な全政治形態がうまく混合されており、自由と財産が完全に保証されている」(pp. 421-2, 151-2頁) と高く評価し、賛辞を惜しまない。分業、資財の蓄積の政治的・社会的前提条件＝「自由と財産に対する完全な保証」がこうして歴史の発展のなかで実現されることになったのだから、首肯に難くないことである。

しかしながら、この第一部第一編の歴史分析は、概して経済外的諸関係を祖上にのせたものである。たとえ、都市の商・工業の発展や封建領主と国王の衰退など、経済的要因(商品流通の史的展開)と絡めた説明がなされているとはいえ、政治形態の変遷、とりわけ、近代市民社会の民主政治の成立過程が主要なテーマであることは疑いない。それに対し、第二部「治政論」でのスミスの分析は、示唆しておいたように、経済と結びついた経済外的諸関係が中心で

あった。『講義』ではこれらがまだ統一化すべきものとして捉えられていない。ところが、同様の歴史的素材を扱った『国富論』第三編では¹²⁾、統一的に把握され、また、新しい見地から整理しなおされている。つまり、近代社会成立史における二つの道という歴史の論理が中心におかれ、それとの関連で歴史的素材が吟味され、論じられている¹³⁾。そこでは政治と経済との動態が課題とされることになるのである。

ところで、こうして『国富論』第三編は、近代社会成立の歴史の論理を取りだし、政治と経済との統一的把握をなしているのだが、その見地は第一章「富裕の自然的進歩について」において披瀝されている。別していえば、『国富論』では歴史が「自然」・必然の展開・貫徹として論理的に把握されることにもなるのである。『講義』においても歴史の発展過程が捉えられているとはいえ、例えば、絶対王政の崩壊＝「自由の合理的体系」の成立は、きめ細かで多面的な政治的諸過程にふれながらも、何故か、エリザベスⅠ世やチャールズⅡ世の政策という偶然性から説明されている¹⁴⁾。このような偶然

12) 『国富論』第三編の叙述内容の成立につき、初期スミス(「エディンバラ講義」時代)にまで遡ることができることを評する論者が多い。例えば、cf. W. R. Scott, *Adam Smith as Student and Professor*, Glasgow, 1937, pp. 55-6. またフォーブズもスコットの見解をそのまま踏襲している(cf. D. Forbes, “Scientific Whiggism: Adam Smith and John Millar”, *Cambridge Journal*, vol. 7, No. 11, 1954, p. 648). しかし、このときにも、叙述対象のみでなく、『国富論』第三編で論じられている近代社会の歴史形成の論理がそこにみられるか否かが、合せて考慮されるべきであろう。

13) 『国富論』第三編の内容と近代社会成立史における二つの道については、小柳公洋「スミス『国富論』における近代社会への移行の二つの道について」九州大大学院『経済論究』第22・23合併号、1969年を参照。

14) スミスはこう述べている。「万一チャールズⅡ世の劣悪な経済が、彼をその祖先の誰にも劣らぬ

を必然に転化させて把握する論理が、そこには欠如していると言わざるをえない。偶然を重視し、これに引きづられた歴史の分析は明確な歴史の論理的捕捉を脱落させることにもなったが、このことはまた、つきつめていえば、『講義』の「経済学」における論理の不十分さとも不可分の関係を持ち、そこに現われているように思われる。このことにつき、羽鳥教授の重要な研究がある。節を改めて教授に学んでみたい。

四 分配, 再生産=蓄積

羽鳥教授は、『国富論草稿』¹⁾第二章「社会の富裕の性質と諸原因」における章句に着目され、これを吟味し次のように問題提起される。「……文明社会における所有の不平等にもとづく階級分化を説くさいに、当時のスミスが不労所得に依存する社会層として地主や金貸を例示するとともに、労働する階級を構成するものとして商工業者、小手工業者や小農民を賃金労働者と並べて列挙していたという事情が考慮されなければならない。こういう階級区別の仕方をみれば、不労所得として示される利子や地代は必ずしも資本制的所得範疇としての利子や地代のみを意味しているとはいえないだろう。つまり、当時のスミスは、……資本主義的生産関係が専一的に支配する社会状態を想定して問題を考察することができなかった。当時のヨーロッパの現実そのままに、多数の小生産者層の残存する経済社会が直接に考察の対象とされていた

のだ……」²⁾。

教授は、『国富論草稿』におけるスミスの分析「モデル」が資本主義社会ではなく、「独立商品生産者の社会」であることを端的に指摘し確認しておられる。この教授の洞察を考慮して『講義』の論述をふり返ってみると、第二節で吟味した、自然価格は生活維持費、職業教育費、危険補償から成るという規定が問題になる。実は教授もこの点を重視しておられる。すなわち、『国富論』における自然価格が賃金・利潤・地代をそれぞれの自然率において過不足なく支払いうる価格であると定義されている」とことと対比され、「当時のスミスのいう自然価格とは、独立の商品生産者が当該商品の生産のために支出した全経費を償う価格のことであり、『賃金』と呼ばれるものはこの生産費全額と等しいということになるだろう」³⁾と述べておられる。それ故にまた教授は、先に紹介したスキナーのように⁴⁾、既に『講義』は資本主義的生産関係を取りあげ論じているという解釈・

2) 羽鳥卓也「いわゆる『国富論草稿』について」『三田学会雑誌』69巻8号、1976年、46頁。

3) 同上、44-6頁。藤塚知義、前掲書、48-9頁、Claudio Napoleoni, *op. cit.*, pp. 31-2. も参照。

4) もっともスキナーは以下のようにも述べている。「それから、次に第七章（『国富論』第一編）は価格の決定諸要素を論じている。これは、『講義』に既にあった考え方を展開したものであるが、三重の要素への分割に適合するようにより洗練された形で行なわれている」（A. S. Skinner, “General Introduction”, p. 25）。「次章（第十章）は……〔資本と労働の〕配分と収益の理論の『静態的』諸側面を主に問題としている。『純利益』の理論を論じる際、スミスは『講義』で既に認められた学説をより精緻に説明しているが、これは『講義』においては労働に限ってのみ議論されていた」（*ibid.*, p. 26）。

スキナーも、事実において分配論が『講義』ではまだ確立されていなかったことを認めているが、それは、社会体制認識の視点からではなく、単に分析道具の視点から見られているにすぎないと思われる。

程貧窮させることがなかったならば、年120万ポンドの定額が国王に支給されていたので、彼の独立は確保されたであろうに」（p. 421, 150頁。但し120万ポンドは、原文12万ポンドを編者の註に従い訂正した）。

1) 第二節〔註〕5)を参照いただきたい。

評価を下す論者⁵⁾に対し、「当時のかれ〔スミス〕は資本家と賃金労働者との間の富の生産と分配との関係を考察しているときでも、利潤を賃金労働者の遂行する労働によって生産される価値の一控除部分とはみなさず、したがって、利潤を資本制的所得範疇として確定することも、不労所得とみなすこともできなかった。これでは賃金と利潤との富の分配が語られても、それはけっして経済学における分配理論の形成を意味しない⁶⁾」と厳しく批判しておられる。分業論に読みとれた資本主義的生産・分配関係に対するスミスの事実認識は、決して透徹したものではなく、自然価格・分配論の次元から見ると、その不十分さが明るみに出されることになったのである。まことに羽鳥教授の洞察は深く適切という他はない。

しかしながら、そうだとすれば、この点をより深めより具体化して考察・究明することも、一層重要な課題となって来はしないであろうか。つまり、ここで羽鳥教授は主に分配論の形成・確立いかに焦点を当てられ、利潤をその本質規定との関連で取りあげておられるが、同時に、利潤の規定は再生産＝蓄積の論理次元においてもまた問題とされなければならないであ

ろう。言う迄もなく、資本の流通が所得の流通を生み、また、所得の流通は資本の流通へと還帰してゆくからである⁷⁾。したがってまた、分配論は再生産＝蓄積論において具体化され、また再生産＝蓄積論が分配論の内容を深化させるということでもある。このような見地から問題を眺め吟味するとき、以下のスミスの記述に注目すべきである。

「未開野蛮な民族は分業の諸効果を知らない。だから一人の者が、たえず様々な仕事をすることによって、彼の日々の生活に必要な以上のものを少しでも生産できるようになるまでには、長い時間がかかる。労働が分割されうるためには、それ以前に若干の資財 (stock) の蓄積が必要である。全く資財をもたぬ貧者は決して製造業を始めることはできない。人が農夫になるためには、それ以前に彼は少なくとも一年分の食糧を用意しておかなければならない。なぜなら、彼はその季節が終るまで自分の労働の果実を受けとらないからである」(p. 521, 408-9頁)。

まずスミスは、分業社会に比べて未開社会の生産力が極めて低いのは、未開人が「分業の諸効果を知らない」からであると説明する⁸⁾。と同時に、その分業が十全に展開され分業社会の生産力が開花するためには、予め資財が蓄積されていなければならないと述べ、分業と「資財の蓄積」との相互連関を明確にしている。第二節でみたように私有財産制度と自由な「労働の競合」を条件として展開する分業社会の生産力が、ここでは更に資財の蓄積によっても支えら

5) スコットは『国富論草稿』の論述 (Adam Smith, "Early Draft of Part of Wealth of Nations", *Lectures on Jurisprudence*, p. 563-7. 水田洋訳『国富論草稿』日本評論社, 1948年, 50-62頁) から次のような結論を引きだしている。「……この草稿が分配について『講義』で認められる以上のものを含んでいることは全く疑う余地のありうるはずがない。非常に明確な図式、つまり、自然的分配分のみならず実質的な自然的分配分概念がそこにはある。ピン製造の例では、これは『大きな社会』の構成員たちの間に分配されると考えられている。……利潤と賃金との分割が、そこには認められるであろうし、他方、地代については他の箇所でも何度も言及されている」(W. R. Scott, *op. cit.*, p. 320)。このスコットを羽鳥教授は批判されている。

6) 羽鳥卓也, 前掲論文, 47頁。

7) 詳しくは、高木暢哉『再生産と信用』有斐閣, 1957年, 第一編第二章および第二編第二章を参照。

8) これが、第二節で留保した「古代と近代において富裕の進歩が緩慢であった諸原因」のうちの「自然的障害」である。

れており、また支えられざるをえないと言うのである。これは『国富論』第二編資本蓄積論の冒頭の叙述と重なり合う。それ故『講義』はすでに、資財の蓄積を分業が展開するための不可欠な前提条件とみなしており、そのかぎり、『講義』と『国富論』との間に違いはないように思われる⁹⁾ という羽鳥教授の当をえた評価もまた生まれてくる。

しかし、細心にも羽鳥教授は『講義』と『国富論』との重大な理論的差異をも見逃されず指摘しておられる。それは他でもない。先述の分配論に明示されたスミスの分析「モデル」に係わることである。「すでに知ったように、『講義』は独立生産者モデルによって資本主義経済の仕組を解明しようとするものであった。だから、スミスが『講義』のなかで『資財の蓄積』について語るときには、かれはあくまでも、消費財および生産財の貯え、つまり単なる物的資財の貯えを念頭においていたにすぎない。これに反して、『国富論』のばあいには、『資財の蓄積』という言葉は、賃銀労働者を雇用して資本主義的生産過程で就業せしめるための資金の追加的形成、つまり追加資本の形成という意味でもちいられていた¹⁰⁾。

引用文は、先にみた羽鳥教授の所説から当然の帰結であるとはいえ、ここではそのことを、スミスのストック概念と絡めて問題にしておられる。『講義』では「資財の蓄積」は全く素材的にしか捕捉されていないが、『国富論』に至

ると資本一賃労働という社会関係の側面からも摺まれるようになると指摘しておられるのである。確かに、『国富論』には素材的資本観も強くみられるが、同時に社会関係の側面からの規定もまた読みとれる。この点を強調されての指摘であり、示唆に富む。事実スミスは、「……あらゆる職業はそれを営むために衣食住のストックを必要とする。／そこで、どの国でも事実そうであるが、ここに衣食住のストックが貯えられているとすれば、仕事に従事する (employed) 人々の数はこのストックに比例するにちがいない」(p. 498, 350-1頁) という一句にも明瞭に窺われるように、「ストックの蓄積」を物的な、とりわけ「衣食住」の形態で概念していた。したがって、「ストックの蓄積」の推進についてもスミスは、その起動力として国民の「慎慮と儉約 (prudence and oeconomy)」(p. 514, 391頁) を挙げるが、蓄積ファンドは明確に内容規定されているわけではなく、山崎教授が指摘されるように、「蓄積は直接的生産者の生産する剰余生産物のストック化¹¹⁾ ということになるのだろうか。また、蓄積の内的関連や再生産の構造連関についての緻密で理論的な説明もない。第三節でみたように、ただ、「政府の抑圧」さえなくなれば蓄積は自然に推進されると、直観的に理解しているにすぎないのである。

これに対し『国富論』第二編第三章では、資本の蓄積は「生産的労働」(事実上は再生産過程でたえず機能し利潤を生み出す賃労働) の雇用量を拡大することであり、それは人間の「改

9) 羽鳥卓也「アダム・スミスの蓄積と再生産の理論」, 前出, 145-6頁。

山崎教授やスキナーも同様の指摘をしておられる。山崎伶「アダム・スミス『グラスゴウ大学講義』研究序説(5)——価格・剰余生産物および蓄積の理論——」『六甲台編集』第4巻第2号, 1957年, 104-6頁。A. S. Skinner, *op. cit.*, p. 28. を参照。

10) 羽鳥卓也, 前掲論文, 147頁。

11) 山崎伶, 前掲論文, 107頁。

またスキナーも、『講義』では蓄積の推進主体が「労働者自身」とされているが、『国富論』にあっては「労働の雇用者」に求められていることに注意を喚起している(A. S. Skinner, *op. cit.*, p. 28)。

善本能」(利潤衝動)に基づく「収入の資本化」により達成されると規定されている。しかも、「収入の資本化」という皮相な規定がなされているとはいえ、その内容につきスミスは、歴史経験的な見地からではあるが、賃金を除き利潤と地代こそが「生産的な人手と不生産的なそれとの双方を無差別に扶養しうるのである」¹²⁾と述べ、その限りで、蓄積ファンドを利潤と地代に限定している。

さらに言えば、以上の論議の理論的前提として、序論、第一・二章で近代社会の再生産過程の構造や機能が解明されている。すなわち、序論と第一章でスミスは、既に指摘したように分業と「資財の蓄積」とのスパイラルな関連を述べたあと、資財を「直接消費資財」と資本財とに分割し、さらに資本財を「固定資本」と「流動資本」とに細分して、これら三者の相互関連を説明している。その説明は概して素材的である。資本財の素材的内的関連の説明が精緻になされ、これらが「直接消費資財」の増大にむけて技術的・機能的関連をもち、またもたざるをえないことが述べられている。したがって、スミスはここで、近代社会の再生産過程をその素材的諸関連にまでひき戻し、いわば生産一般の次元にまで抽象化して把握していることになるのである。ついで第二章では、こうして素材的に掴まれた再生産論を基礎にして、「総収入」「純収入」の概念を提起しそれらの差異を述べ、それと絡めて「固定資本」や「流動資本」の維持費につき思考をめぐらし、あわせて蓄積ファンドを確定する。スミスによれば、「純収入」は「自由処分にのこされたもの」であり、それ故また蓄積ファンドであることにな

る。そして、それは「流動資本」のうちの消費財、したがって、これを実現する賃金、利潤、地代に対応する部分ということにもなる。このような近代社会の再生産過程について深められた知見を前提に初めて、スミスは先にみたように蓄積ファンドとしての利潤を論じることができ、また近代社会の資本蓄積過程を、再生産過程で「純収入」を生み出す「生産的労働」の拡大過程と捉えることができたのである。そして、また、第一編第八章以下で近代社会の三大所得範疇を確定しえたスミスが展開した賃金、利潤、地代の所得分配分の変動・動向論も、資本の再生産=蓄積の理論により捕捉されて、初めて現実化されまた十全に理解できるようになると思われる。してみれば、羽鳥教授の主張も、このように再生産=蓄積の理論にまで検討の歩みを進めてこそ、その意義や意味内容がより一層深められることになりはしないであろうか¹³⁾。

さらに重要なことは、第五章および第三編第一章で、近代社会の再生産=蓄積はこうした構造と機能をもって過程するとはいえ、それは具体的には、「価値」生産性の異なる農・工・商の各資本によって担われ現実化されることを取りあげ、その過程を諸資本の競争過程と絡めて考察している点である。自由競争が前提されるならば、資本は農→工→商の順序で投下され蓄積が推進され、また、そうされるのが「自然」

13) 第二編資本蓄積論にまで具体化して羽鳥教授の問題提起を受けとめてみると、『国富論』でスミスは、羽鳥教授が主張されるように、事実上資本主義社会を分析対象としているが、にも拘らず、それを捕捉するかれの論理は必ずしも透徹したものであるとは思われない。この点の詳細や第二編資本蓄積論の内容については、拙稿「アダム・スミスの資本蓄積論にみる歴史と理論の問題」『経済学研究』第44巻第2・3号、1978年を参照いただければ幸いである。

12) Adam Smith, *The Wealth of Nations*, vol. 1 p. 333. 大内・松川訳, 前掲訳書, 第1巻527頁。

『法学講義』におけるA・スミスの歴史認識について

であるとスミスは言う。『国富論』は、様々な安易さや曖昧な点を残しながらも、ともかく、叙上のような重層化された思考と論理をもって近代社会の再生産＝蓄積を闡明にしている。そうして、この近代社会における資本蓄積の論理を近代社会の歴史形成の論理と無媒介的に関連させ、近代社会形成の歴史は農→工→商という順序で展開するのが「自然」と規定されるのである。この歴史形成の論理を分析基準としてスミスは、第三編第二章以下において、『講義』で披瀝した歴史的事実に関する豊富な知識を再吟味し選分け位置づけなおし、そのなかから近代社会成立史における二つの道を剔出し、あわせて重商主義政策の歴史的根源を洞察している。

『講義』においても、分業がまず取りあげら

れ、それとの関連で交換や自然価格、市場価格などが問題とされ、さらに「資財の蓄積」についてもそれなりの認識を明示して、経済学的知見を展開していたが、それは、結局のところ、経済政策論的見地からのものであった。また、近代社会における再生産と資本蓄積の構造や機能については、ついに究明されることがなかった。そうして、このことは、また歴史分析の中にも現われ、これを規定し制約することにもなったのである。その限界のいちいちについてはすでに述べておいた。だが、同時に、こうした限界を内包した歴史分析や「経済学」は、かえってスミスの近代社会に対する直観を鋭く浮彫りにさせることになり、そうして、そのことがまた、『国富論』の歴史認識の出発点ともなったことも軽視されてはならないだろう。